

2022年12月1日

都道府県事務局 各位

日本棋院事業部

☎03-3288-8729

## アマ名人戦、アマ本因坊戦、アマ竜星戦(世界アマ)、女流アマ 県予選出場資格の変更について

### 前略

アマ名人戦、アマ本因坊戦、アマ竜星戦、女流アマ選手権の県予選につきまして、2023年4月以降、出場資格を従来の「在住・在勤・在学のいずれか」から「在住」の一本に絞ることになりましたのでお知らせ致します。

なお、高校選手権、少年少女、こども棋聖戦等他棋戦においては従来通りです。

草々

### 記

#### ★概要

・アマ名人戦、アマ本因坊戦、アマ竜星戦、女流アマ選手権の県予選参加資格を2023年4月以降は「在住」のみとする(従来は「在住・在勤・在学のいずれか」で、複数県に資格を持つ場合は本人が選択)。

#### ★理由

- ・実家所在県といった無資格県での予選参加が増加していたため、参加資格を単純化。
- ・資格が複数県に亘る者のみが予選を選択できることに不公平感があったため。

#### ★県内での周知のお願い

・県予選実施にあたっては出場資格を「在住」として周知に努めること。

※すでに告知を開始してしまっている等やむを得ない事情のある場合は、2023年度に限り「在学・在勤」での出場も許容。ただし「在学・在勤」が例外措置であることを周知徹底すること。

#### ★「在住」の定義

・「在住」の明確な定義は難しいが、「メインの生活がどこで営まれているか」の意として解釈すること。

※本来「住民票所在地」と「メインの生活の場」は一致しているはず。ただし転勤等により一致しないケースは多く、出場資格を「住民票所在地」にするとかえって居住実態とかけ離れてしまうので注意。

・選手の出場資格が問題となった場合、主催者である県事務局が広い視野で総合的に判断すること。

※選手本人の良心に従った言明(「〇〇県が私のメインの生活地です」)を重視しつつ、水道・電気等の支払証明等を用いつつ判定する。

以上